

「平和の経済的帰結」における ケインズの経験論哲学とモラルサイエンス

鈴木 則稔*

The John Maynard Keynes' Way of Empiricism & Moral Science in "The Economic Consequences of the Peace"

Noritoshi SUZUKI *

抄 録

ケインズがマクロ経済理論の基礎を提示した「一般理論」より17年前に書いた「平和の経済的帰結」はパリ講和会議の内実を明らかにし、多額賠償の危険性を告発した書として名を残す。書いた立場も目的も違う書であるが、それ故同じ筆者の持つ精神性、知性を探る手掛かりとなる。後書の主に焦点とされる部分についてケインズの考え方を解題し考察する。

Abstract

"The Economic Consequences of the Peace" is a historical book in which John Maynard Keynes, the founder of a macroeconomics, "The General Theory", accused many economic terms of the Treaty of Versailles, in particular the reparation. "It destroys the Economy of Germany and destabilize European continent!" This book is a kind of report written by an insider of the treaty negotiation, is not an economic textbook. However, we could find any signs of J.M.K as not only a theorist but also British empiricism philosopher, in "The Economic Consequences".

Key words: Versailles, Germany, reparation, empiricism

0. はじめに

先の2014年で第一次世界大戦勃発100周年を迎えた。1919年に公刊された「平和の経済的帰結」"The Economic Consequences of the Peace" は、第一次世界大戦終結時のパリ講

和会議すなわちヴェルサイユ条約交渉の英国大蔵省代表であったジョン・メイナード・ケインズ John Maynard Keynes が、その内実を詳細かつ赤裸々に書いたもので、欧米で大きな反響を呼び、日本語版ですらほどなく公刊されている。ケインズ自身は、条約内容に反

* 筑波学院大学経営情報学部、Tsukuba Gakuin University

対し調印前に大蔵省代表を辞任し帰国してしまった。

経済学者としてのケインズは、理念による抽象的考察よりも、経験論 empiricism の伝統の中にいる人物とされる。今回の試みを包摂する広い意味での研究の狙いは、ケインズの最終、最大の著作「雇利子及び貨幣の一般理論」に至る流れ、その源、影響した思想の痕跡をさぐるというより大きなものである。そのうち本論は、ケインズの思考の変遷をめぐり一連の探索を行うなか、欧米で名を一気に高めたとされる早期の著作から、稀代の論客が物事に当たる姿勢や、その経験的方法をさぐる試みである。

「平和の経済的帰結」、以下省略の場合は「帰結」と書くが、これには具体的金額つまり賠償金額推測のような実際の数字が提示される一方、「一般理論」に見られるような数学モデル様のものはない。しかし、随所に「一般理論」と共通するのではないかと思われる経済理解部分や、彼の人文科学的、言うところのモラルサイエンス的な分析が現れる。本人の心底を真に客観的に確かめるのは困難であろうが、彼の分析方法に少しでも迫りたい。

ケインズは現代で言うマルチタレントである。学界と官界でのキャリアが主であるが、学者、官僚、編集者、評価は微妙だが投資家、民間エコノミスト、芸術及び文芸評論家、古書収集家さらに、これら全分野に関わる著述家等である。ここで取り上げる「帰結」と言う書も各章ごとに、外交官、大蔵(財務)官僚、外務官僚、政治評論家、人物評論家あるいは伝記作家、社会評論家そして、経済アナリスト等、様々な顔が覗く。

今回、この小論では主に「帰結」第四章、第五章での、敗戦国ドイツが払うべき賠償についてのケインズの分析と評価を解説し、そこからケインズのこのような事象に当たるスタイルを考察する。

1. 「平和の経済的帰結」という書

1. 1. 位置付け

この「平和の経済的帰結」とは、どのようなものか。よく認識されているのは、この本が欧米でベストセラーとなった事実と、その理由である。第一次世界大戦後のパリ講和会議に英国大蔵省代表として参加していた人物が書いたこと、しかも、その人物が賠償の内容に異を唱え会議終了を待たず辞表をたたきつけて帰国してしまったことなどが注目を集めたものと、通常は理解されている。

賠償額が多すぎることを非難したケインズの立場を考慮すると、この本の焦点は、ヴェルサイユ条約において、連合国側にドイツが差し出す賠償の総額と、その対象項目と各評価額、すなわち、いかほど要求され、何が差し押さえられ、何がそれを免れるか等、である。そして、ケインズの目から見てそれらが金額にして総計何億ポンドになるのか、条約にある数字とケインズの評価額との食い違いはどれほどか、が問題であった。

ケインズが立ち向かった状況、問題をあえて現代の経済モデル、均衡論とゲーム理論に例えれば、後者に近い状況である。所与の市場を示すパラメーターや価格と登場人物の効用満足最大化行動というより、性格(たち)の悪い複数プレイヤーによるゲームである。しかもテキストに出てくるような戦略対戦略のゲーム理論というより、意図を持って、自在に変化しあう、思い込みと欲望に囲まれた無理筋のカード同士の5人ゲームと言う方が実態に近いのかもしれない。5人とは、戦勝国米、英、仏、イタリア、その他ベルギー、セルビア、等である。そして、いつの間にか米英仏の3人ゲームになっていた。

1. 2. 構成

この書「帰結」は、序文、第一章序論、第二章戦前の欧州、第三章会議、第四章条約、

第五章賠償、第六章条約後の欧州、第七章救済策、という項目の並びからなる。

序文は短いが、ケインズ自身が「英国大蔵省に所属し、1919年6月7日まで、パリ平和会議における英国大蔵省正式代表」であって、最高経済会議にも大蔵大臣代理として出席していたが¹⁾、条約草案に実質変更を加える希望が潰えたことにより辞任し、条約ばかりか「欧州の経済問題に関する全政策」に反論があるため、ここにその論拠を提示すると、宣言している。

「自己の環境に慣れてしまう能力というのが、人類の顕著な一特性である。」という書き出しで始まるのが第一章序論である。後に書いた「一般理論」の序文最後の段落にも相通ずる表現がある。いかにもケインズらしい表現である。その後、「慣れてしまったこと」を打ち破ることの困難さをふまえて、それを複数回打ち破ったケインズの考え方が明確に現れている。この、時の主流となっている考え方や姿勢にとらわれることの問題点を指摘し、脱却することの困難さと価値を訴える記述と言うのは、フランシス・ペーコンの“ノヴム・オルガヌム”にも見られる。英国経験論のひとつの特徴のように思える。1919年の「帰結」ではまさに時の主流となった「ドイツへの賠償請求」に異論を唱えるのである。²⁾

2. 無自覚と国益

2. 1. 大地鳴動の警告

そこでは結局、パリ会議で決まりつつあったことが、欧州の経済を破壊し、格差を広げ、国際情勢全般を不安定にすることを示したかったわけで、有名な「かくも無自覚でおられるのは、おそらく英国（そして米国）においてのみである。欧州大陸では大地が揺れ動いているのであり、何人もその地鳴りに気付かぬわけにはいかない。」と言うフレー

ズがここで出て、「・・・生と死、飢餓と生存、死に瀕した文明の恐るべき痙攣が問題なのである。」と続く。その一方で、この章最後の段落では、「ドイツ、オーストリアの恐るべき窮乏の決定的証拠を知らされていながら、・・・四巨頭が使命の遂行に空しい不毛な策謀をめぐらしている・・・」と、会議の主役たちの有り様を激しく批判している。四巨頭とは、ウィルソン米大統領、クレマンソー仏外相、ロイド・ジョージ英首相にイタリア首相オルランドオを加えた四人である。³⁾

2. 2. ヴェルサイユの三人

現代の人間にとって100年前の講和会議の主役、条約交渉の原則を決める人物は明らかに米国大統領ウッドロー・ウィルソンであったことが、ケインズのこの著作によって確認できる。戦勝国の中心である米国の大統領と、英仏二国の首脳が全体を支配したであろうことは想像できる。しかし、ホテルの小室で、本音むき出しで行われる各国同士でのひそひそ話や、二国間の官僚による下交渉、条約案文の背後にある諸事情や、「実は」を付けて話される本来オフレコードとされるべき内容は、外部の人間や2000年代の我々にはわからないわけで、そのギャップを埋めてくれるのがケインズのこの書である。

細かいことには関わらず、宗派の長老のように原理原則を自らの理想に抱き、それに忠実にお説教する「生真面目」で「かたくな」な大統領や、「卓越した」人物ながら一筋縄では行かないクレマンソー仏外相、同じ英国人ゆえ、以前からもケインズと“色々ある”ロイド・ジョージ英首相が講和会議をリードした。第三章「会議」でケインズはこの三人を中心に事実上の人物評伝を書いている。各国の国益を代表している人物について、ケインズが“一皮剥いている”のがこの章である。ケインズにすれば、賠償問題の原因はこの三

人と示唆したいのであろう。⁴⁾

3. 没収のための“条約”：第四章について

3. 1. ウィルソン14か条による“カルタゴの平和”

条約の基本はほぼ、米国大統領という中心人物がその信念に基づいて提示したものであった。条約本論のうちの経済的条項の原則も元はウッドロー・ウィルソンの提示した文書や演説、すなわち彼の言葉である。

条約の経済的な大部分はドイツからあらゆるものを没収するためのもので、ミクロ的に多くの項目からなり、実に多岐にわたる。なおこの没収とは別に、次の第五章にあるような賠償金すなわち貨幣的支払いが、別途ドイツには課せられるのである。

3. 2. ドイツから何を没収するか

「第四章条約」の目的は、ドイツから連合国とくにフランスなどが所有権を引き取ることができる、つまり没収できるモノの範囲とその詳細を条約原則から読み取り、ケインズが推定し、その経済的効果を述べることである。最終的には、ドイツの経済、果ては個々のドイツ国民からまでも広範囲に資産を没収するという条約内容を確認し、ケインズの結論として、ドイツ経済ひいては国家が立ち行かなくなるほどの内容であることを主張する。いわゆる“カルタゴの平和”である。重要な生産資源を根こそぎドイツ人から奪い取れば、大きかったドイツの生産システムは動かなくなることは必定と見たのである。事実上のマクロ指標つまり“ドイツ全体での生産”を意識しつつ、この“第四章条約”を書いたことにそれが現れている。

この第四章では、金額表示ではあるものの、条約上の個別の処分、つまり連合国がドイツから没収できる物的資産などについての

産業別の列挙と説明も行っている。貨幣による支払い、すなわち賠償金は次の章のテーマである。しかし、ケインズにしてみれば次章の議論を待たずに、かような生産設備等の没収だけでも大きすぎて、ドイツの、ひいては中央ヨーロッパに展開していた既存の生産流通システムを破壊することになる。結果、欧州を根底から揺さぶることになるとの、危惧の念を抱かざるをえないのである。

3. 3. ドイツ経済の血と血管 —石炭と鉄及び運輸—

第四章の内部構成は以下の通り。冒頭に番号なしの7ページがあり、すでに述べた様に条約が「ウィルソン14か条」など米大統領の提示する理念の強い影響の下に案が作られた旨の記述がある。そのあと、ここからは次の第五章で扱う「賠償」を除く「条約の主要な経済条項」に絞ることをケインズが読者に断わっている。

そこから後の項目は、主たる生産資源の個別説明が並んでいる。すなわち、I ドイツの商船隊、II 石炭・鉄およびそれによる工業、III 運輸組織と関税組織、の順である。章の最後に、「平和条約の経済条項は包括的なものであって、現在のドイツを窮乏状態に陥れ、将来の発展を阻害するほぼ一切のものをめれなく含んでいる。」と、非難の言葉で結んでいる。

普仏戦争でドイツにとられたロレーヌの鉄は認めるとしても、ザールやシェレジェンなど石炭について損害賠償の名目や、疑問の多い歴史論を持ち出し、経済の根幹をなすこれらをドイツから剥ぎ取ることをフランスは考えているようだが、そんなことをすると欧州全体の生産システムを破壊することになる。ドイツを破滅させることが目的なのか。ケインズは、中部欧州へのマクロ経済的考察をもとにこのように警告している。鉄道車両をドイツから譲渡させるという条約内容について

も同様である。この「ドイツの生産システムを破壊してどうする？」と言う姿勢は一貫している。

4. 貨幣的支払すなわち賠償金額の算定に向けて：第五章

4. 1. 原則、各国の請求とケインズの20億ポンド

第五章「賠償」は、この書「帰結」が人物評伝のような読み物でなく、元大蔵官僚ケインズによる詳細な報告書と見れば、その核心部分に当たる。前章とは異なり、連合国から提示される貨幣的支払い請求の、ケインズによる項目別採否判定と試算が示されている。最終的にドイツの支払能力を算定するための準備つまり、章前半から中盤にかけての手続きは、こうである。まず、

①最初の3ページで前第四章までに説明してきた、ウィルソン14か条、同公的演説などで提示された諸原則、加えてドイツとの停戦、休戦において確認しあった約束事項など文言上の原則を確認する⁵⁾

この①をふまえ、

②英国、フランス、ベルギー等の順で、ドイツに対しての「請求権」として各国が提示した諸項目のケインズ独自の点検をする。その方法は、各国が戦前に保有していた「国富」の概算推定を行い、戦争の損害は戦争で損壊した「国富」の何パーセントかであろうと考え、それを損害賠償の目安とする。

改めてそれを、各国の言っていることと突き合わせてみると、そこにはケインズから見て①の原則には掛からないはずもの、虫のよい項目や厚かましいもの、つまり「過剰な請求額」がある。ケインズ自身はベルギーやフランスの戦場となった地域や、⁶⁾ もともと貧しかった地域も実際に見ていることや、決してドイツの攻撃が軽かったと見ているわけではないことを述べた上で、しかし、次のよ

うに展開する。

③連合国側とくにベルギーとフランス側が停戦後条約の中身を見透かして行った金融上の行動や、政治家の扇情的な演説を、狡猾、無責任な行動であると批判する。そんな中で、フランス国内の統計専門家の中にも、ビュパンのようにケインズとほぼ同じ損害推定を算出した冷静な意見があることを指摘する。

以上をふまえて、第五章Iの最後に、

④フランスの損害請求は、戦前のフランスの国富（一人当たり303ポンド×4000万人）から見たケインズの見立て5億ポンドと、ケインズの姿勢に近いフランス人ビュパンの推計で4億ポンドと6億ポンドの間。この二つを提示している。後者つまりビュパンの推計については、ケインズ自身は「この間のどこか」とコメントとしている。

ただし、以上はあくまで基本的部分で、最後に、

⑤フランスの数字にいくらかの加味をしている。他の連合国も同様である。その結果ケインズによる最終的なモノに関する対独損害請求は、フランス8億ポンド、ベルギー5億ポンド、英国5.7億ポンド、その他2.5億ポンド、総計21.2億ポンド（原書 p.84）となる。ここまでは、まだ物的損害のみの対独補償請求の推定である。ケインズの約20億ポンドと以下のフランスによる数字がここで激突する。

4. 2. 賠償額算定の前提と約束違反

第五章の題名は「賠償」である。説明のなかで、そもそも連合国が「懲罰的な賠償を行なわない」というドイツとの停戦時に示した交渉条件を破っていることをケインズは示す。まず、はじめにおかしなことが起きていると言う指摘だ。すでに見た様に前第四章冒頭で、経済条項も含め条約の基本、すなわち条約の綱領がウィルソン14か条および米国議

会で彼が行った演説から形成されていることをケインズは何度も確認している。第五章「賠償」冒頭でもそのうちの賠償部分を改めて確認している。

とくに、14か条各項のうちの「・・・陸海空から連合国民間人とその財産に加えられた全損害に対して保証を要求する。」と言う部分で提示したこと、議会での2月11日演説「・・・いかなる損害賠償金の取り立ても、いかなる懲罰的賠償金の請求も行ってはならない・・・」と言う、言わば“綱領”となった項目にケインズは注目している。

ところがこの、ケインズが言う「懸命にして寛大な綱領」を基本として交渉開始したはずの平和条約では、その精神が「パリの泥沼中で見失われてしまった」のである。これは、「ドイツが武器を捨て停戦する際に条件として提示したことを反故にした」ことになる。⁷⁾

4. 3. 賠償とは何か：第五章前半

ウィルソンによって提示された原則『陸海空からのドイツの侵略によって連合国の民間人ならびにその財産に対して加えられた一切の損害に対してドイツからの補償が行われる』における『損害』とは何か。ケインズはその“正確な”意味を明確にすることと、それに基づく金額の算定が、条約経済条項問題の核心かつ最大の問題であると指摘した。⁸⁾

“正確である”とは、例えばウィルソンの補足演説による限定つまり、「いかなる損害賠償金の取り立ても、また、いかなる懲罰的損害賠償金の請求も行ってはならない。」ということに忠実であることである。この演説は敵国ドイツとの停戦に当たっての「明白な契約」の一部をなしているとケインズは強調する。一方、「民間の人的、財産的一切の損害」とは何か。「ドイツによって補償されるべき項目」とは何か。これら「一見簡単で明瞭な声明」が勝手に解釈されるなど、「詭弁

家や法律家にかくも膨大な仕事を提供した文書は歴史上他にほとんど例を見ない。」と言う状況をケインズは憤る。実際、「それは戦費全額を意味する。なぜなら、戦費のため取られた税金も民間の損害だから」という理屈も存在した。

そして、国別損害のケインズによる検討が行われる。この検討部分は第五章賠償の「I. 条約の交渉以前に与えられていた約束」のはじめの部分（上記4.1.の①に相当）を除く英文にして14ページも割いている長いものである（上記4.1.②～③に相当）。このうち、ケインズの祖国連合王国、つまり英国の「損害請求」については、塹壕戦での悲惨な戦いはあったが、その傷は大陸諸国に比べるとまだまし、ということか、英文にして（注釈ひとつ分を入れなくて）4行である。⁹⁾

5. 国別損害請求—ケインズが見る「フランス側50億ポンド」の背景—

5. 1. 各国の過分な請求とケインズの査定—白、灰色、黒—

ケインズによる英国以外の損害査定とはどのようなものだったか。フランス、ベルギー、その他国の各交渉時の「請求」についてのケインズのコメントが第五章、原書 p.72 あたりから展開される。書き順は、

- (1) 原則（ウィルソンの提示したもの、対独休戦時の約束）に照らして妥当な項目と損害評価額
- (2) あいまいなもの、当事国の狡さが隠れていると推測されるが完全な判別は難しいもの
- (3) 民衆の感情に任せたもの、お門違いのもの、当事国のいい加減さを装った狡さを反映したもの

このようなものである。各国について（1）から（3）の順でケインズが論評する。フランスは確かに被害が大きかったので、（1）

のスペースが大きい。一方（2）と（3）についての、ベルギーの取り上げ方が、国のサイズを考えると、フランスと比べた場合かなり多いように思える内容である。

5. 2. フランスとベルギーその他連合国の請求権と“オーバーフロー”の予感

5. 2. 1. フランス

条約の基本に照らしてケインズがフランス以下、国別に“本来の請求権”を整理するのが、第五章 I 前半（前出4.1.の②部分相当）である。はじめにこの部分を強調することで、ケインズは各国から出ている理不尽（基本から外れている）かつ過剰な請求に釘を刺して置きたかったと推測される。

初めに英国に触れた後、ケインズは最大の戦場となったフランスについての請求権を確認する。当然、考慮すべき項目つまり「民間の損害」の範囲は広く、金額も大きいはずで、金額問題の核心にもなるべき国である。また、他の連合国の請求金額を推定する際にも、フランスが基準となると考えるのは自然であり、その意味で問題の中心と言える。このフランスを基準にケインズはベルギー以下の対独交戦国の請求を検討していると見られる。

フランスの項目は (a) 空襲、艦砲射撃等による被害を含む敵国（ドイツ）政府によってなされた民間人の生命財産への被害、から始まって、(b) 被抑留民間人への補償、(c) 空中戦による民間人の人身財産への被害、(d) 被占領地域での略奪被害、(e) 同左課された罰金や徴発物の返済、(f) 追放、強制労働への補償である。対比として挙げておけるが、フランスの前に簡単に検討する英国の請求については、(a) (b) のみで、「戦費全般」「貿易の喪失」は切り捨てている。そして、ケインズによれば、最後の (g) 被占領地でのフランス人のための生活物資救済支出、については「疑わしい」と損害請求からの除外を奨

めている。

5. 2. 2. ベルギー

ベルギーについては、フランスの記述とは様相が変わっている。さらに後の記述でベルギーの損害賠償の主張を徹底的にディスカウントすることの複雑なのか、あるいは、この書の文面にはないベルギー国内の“空気”を知っているのか、¹⁰⁾ 当国が請求に「戦費全般」と言うのは条約の基本にはずれていると、釘をさす。さらに、この「戦費」も、あやしいと見られる (g) 項についても、ベルギーは米英仏からの借入金でこれを賄っており、本来であれば、米英仏への請求権になるべきものであると断ずる。

オーストリア＝ハンガリー、トルコ、ブルガリアの同盟側諸国からの損害もドイツに請求するののかという疑問を呈しつつ、ケインズ自身は、もうドイツの能力の限界を示唆し始め、この同盟側分などについて推定が明確でない場合はドイツ有利に解釈すべき、と述べている。¹¹⁾

ウィルソンの原則など、条約関連文書の原則を判別基準とするケインズからすると、おかしな「請求」が次々各国から出されるので、この段階ですでにドイツがこれを負担するのはとても無理と言うことが分かってしまう。条約がそのような「非現実的」なものになった場合を見越して、「疑わしい点は・・ドイツに有利な解釈を下し・・請求しないことになっていたはずだ。」と、交渉内部にいた者としての見解が述べられている。

6. “印象”と算定数字の乖離

6. 1. 各国の空気に対する“若干の所見”

第五章の原書 p.78後半から、ケインズによる主要国の損害算定は「以上すべての点を考慮に入れたうえで、・・実際の物的損失の貨幣価値は・・」で始まるが、その前2ページ半ほどを使って、「一般人の感情が最も大き

な誤り」を犯す要因などについての、各国別「若干の所見」が述べられている。主な内容は、

- (1) 戦場となり荒れ果てた地域の、見た目の印象と損害算定の数字は乖離している。
- (2) 使用中つまり中古の機械の貨幣価値は大した額にはならない。
- (3) 戦争前各国が持っていた「総国富」が、壊れた機械など＝損害額のひとつの目安になる。
- (4) 金融的に発達した国民（ベルギー）は侵略国（ドイツ）の通貨を溜め込み、持ち込みするなどして、後々利益になることを見越して行動する。これらが損害請求額を、上記（3）の国富から見て異様に大きなものにする。

等である。ケインズはこのようなことが、「お門違い」の出てくる最大の理由と見ている。

原因を、各国別の事情に即し、原書 p.75 末尾から p.77 にかけてケインズの鋭い人間観察が緻密に展開される。「モラル」を「精神の」や「人間性の」と見れば正に「モラルサイエンス」的分析である。このあたりでは、ベルギーについての記述が最も辛らつである。ベルギー部分の最後 p.78 には推計値が登場する。

「思うに、一般人の感情が最も大きな誤りを犯しているのは、ベルギーの場合である。」「私がこれまでに見たドイツに対するベルギーの請求額は無責任以外の何物でもない。」

原因は、「その破壊がフランスに比べると小さい一方で、本来ベルギーが持っていたあらゆる産業用機械の価値が2千万から3千万ポンドにしかならないはず」で、ベルギーの過去の発表数字を参考にしたケインズの推計は動産5千万、建物2.3千万ポンドで、他のものをすべて加算しても、しかもオーバーに見積もっても同国の物的損失ではたかだか1億5千万ポンドの請求が限度と見ている。

過剰請求の、そのまた隠れた原因をケインズはベルギー人の並外れた「金融的自己防衛本能」によって休戦時点で同国民が大量のドイツ銀行券を保有していたことに見出した。つまり彼らはこの銀行券保有について「侵略者の負担によって利益をあげる道を（ベルギー国民が）知っていた」から、とケインズは判断した。証拠はあげていないものの、ベルギー国内に大量のドイツ紙幣があることは、「密輸」が絡んでいるとも論じている。それを、どう言うわけか見逃し、大損におびえるベルギー政府は「無責任である」と断じたのである。

なお、ベルギー当局としての交渉時の総請求権のポンド表示の主張金額合計というのが、このあたりの記述には見つからない。おそらくは、ベルギー国内に溜め込んだ60億マルク（買取り時1マルク=1.20ベルギーフラン）=72億ベルギーフランなどをケインズは考慮したのであろう。

6. 2. ケインズによる主要国の総損害請求査定結果

このように、各国が混ぜ込もうとする身勝手なファクターを取り除いた後、ケインズは、戦前に各国が持っていたと見られる国富の評価額から、次のように、損害からの請求金額を見積もる。

ベルギーの損害請求<本来1.5億<他加味して5億ポンド

フランスの損害請求<本来5億<加味して8億ポンド

英国の損害請求<本来2.3億<加味して5.4億ポンド

同上セルビアなど他国計<2.5億ポンド

よって、

連合国全体総計<21億<最大30億ポンド
=ケインズの最大値

ちなみに、このケインズの算定に相当する別の数字は、例えば

クロッツ仏蔵相提示のフランスの損害請求=53億ポンド

というように、ケインズの提示と、フランスの政治家などが演説で言及する数字に莫大な差が生じている。クロッツ以外にもフランスではデュボワ下院予算委員代表26億、ルシュール産業復興相30億、と言う数字が公然と提示されている。唯一ケインズが評価するフランスの評価額は統計学者ビュパンによるほぼケインズの評価と同じ5億ポンドを含む、4億から6億という額である。

6. 3. ドイツの支払い能力

前、6.2. ままで示したのは、「帰結」第五章「賠償」のうち、前半部分のIで論じられた民間の物的人的損害に対する請求からケインズが見積もった金額である。つまり、被害にあったモノが存在する対象が中心で、元々あった機械などの復元にいくらかかるかというような問題設定への答えになる。

一方、モノの損害などの裏付けのない、戦争に勝ったからと言う漠然たる貨幣的支払いとしての「賠償金」は、本来「懲罰的賠償」と言う名で、条約交渉から除外されていたはずである。

ケインズによる、ドイツの賠償能力は20億ポンド(原書 p.126)が上限である。ところが、英、仏では、損害請求にかこつけた形での事実上の懲罰的賠償が著名政治家の間で、平気で語られることになっていた。ケインズの目から見たら扇動以外の何物でもない野卑で怪しからぬ言説であふれていた。¹²⁾

具体的な事例を当てはめて条約条文や原則を見ると、一般感情からするとおかしなこと、納得できないであろうこと、がたくさん残されていたなかで、そのような煽りをもたらす演説などがあると、ますます各国の国民感情は燃え上がる。¹³⁾

国益のぶつかり合いであるにせよ、本来あるべき理性に基づく議論が行われて当然の条

約交渉を、内と外からいい年をしたインテリや政治家が率先してぶち壊している様を、ケインズはおぞましく恥知らずなものを受け取り、失望したのであろう。

フランスにおいては、クレマンソーらの国内向け演説などが、母国英国については、ロイド・ジョージの姿が、ケインズによって、問題を感情的にし、複雑化し、ドイツの賠償負担を無理筋レベルに急上昇させ、ひいては欧州大陸の不安定さを促す要因として取り上げられている。とくに母国英国は、丁度そのとき総選挙キャンペーン中で、ロイド・ジョージも威勢のいい対独交渉姿勢を国民に見せかけないといけない状況に追い込まれていたこともケインズは詳細に伝えている。「泥沼」はヴェルサイユばかりか、ロンドンにもあったとケインズは言いたげである。¹⁴⁾

7. むすび：ケインズのスタイルから見えること

7. 1. 英国大蔵省代表、マクロ経済学開拓者、通貨マフィアの魁として

経済学専攻の立場から見ると当然ケインズはマクロ経済学の端緒を切り開いた人物である。ただ、彼の生涯を通して見ると、大学のフェロー、官僚、官僚の中でも選ばれた政府代表、在野エコノミスト兼編集者兼投資家、¹⁵⁾ 大学の講師で経済学者、戦時の大蔵官僚かつ国際金融の政府代表と、単なる学者と言う言い方は当てはまらない人物である。ただ、官、学、民を行き来しているが、どこにいてもせよ背中に“ケンブリッジ”の虹彩を放つと見られていたことも事実のようである。

「平和の経済的帰結」は、大蔵省時代に直面した見聞を生々しく、かつ、彼自身の思う理性とコモンセンスによる判断に沿って、書き綴ったものである。各国各所各人から提示される“身勝手な”“この際だから高く吹っ

かけよう”と言う損害請求の金額を、大蔵省主計官¹⁶⁾のように、条約の原則に忠実に、感情に流されずに切り分けている。その一方で、英国の選挙事情を観察し数字への影響を考慮し、外国とくにフランスやベルギーの請求にろくな根拠がないことも指摘しつつも、自ら算定した数字にプラスアルファ（100%つまり二倍）を加味して、交渉に事実上の“ゆとり”をもたらすことも行う。このあたりは交渉人または、ほぼ政治家と言ってよいであろう。原理一辺倒の学者や一部の法律家とは趣が異なる。

また、「帰結」の中に、これは事実上“マクロ経済”と言える記述が見られる。“ドイツ経済”全体のシステムが、中部欧州の中でいかに重要な役割を果たしているかを示し、条約でドイツの生産設備や流通システムを根こそぎ奪うことで、大陸に大混乱が巻き起こることを主張するくだりでは、このような分析が自然な形で入っている。1936年の「雇利子および貨幣の一般理論」を待たず、マクロ経済の発想は既にあったことになる。「国民経済」という表現はマーシャルやメンガー、ヴィクセルの時代からあったが、ケインズの視野はさらにその外にも広がる。「帰結」では、ドイツ国家全体という視点に加え、ドイツのマクロ経済と他国との間に実は深いネットワークがあり、イタリアやベルギーなど、さらに損害賠償を吊り上げている当のフランスまでも含め、ドイツ経済を破壊すると、その国まで結局痛むことになることが予想されている。

加えて、国際金融つまり、通貨の側面に焦点を合わせた記述がある。既に述べたように、マルクの暴落というリスクをろくに想定せず、ベルギー国民があとで請求しようと戦争終結前に意図的に敵国のマルクを溜め込み、かえって当国政府が苦境に陥り、その損失分を物的損害請求にひそかに被せようとして、ケインズに見抜かれていた部分である。

マルクについては、「帰結」ばかりか条約締結後の再交渉や、条約の具体的履行についての論争の中でもケインズは、もしも暴落がひどい場合は結局戦勝国にも跳ね返りが大きいので、そうならないようドイツ経済を立て直すことがいかに重要か、説得を試みている。¹⁷⁾ ドイツを含めた“中部欧州帝国”の経済再建にはドイツの生産システムを復活し、その生産物をマルクで売らなければならないのであり、そのマルクが不安定ではそれがおぼつかない、と言うわけである。

7. 2. 英国経験論哲学者かつモラル・サイエンティストとして

ケインズは、ことさら「帰結」の冒頭と第六章で、欧州全体の将来を案じている。無論、細かい数字を点検しながらの諸章においても英国人としての立場を超えて、欧州の将来を危惧する心情をもって文章を書いているわけだが、とくに初めと終わりで自らを「欧州人」と表現している。

ケインズは色々な側面を持つ人物であるが、このような特に本人が重要と考える主張をする段になると、多分彼の知性の最も本質的な部分が現れるのだろう。おそらくは、自らの持ついくつかある中の最強のものをもって訴えかけることが重要と本能的に判断しているものと想像する。

「帰結」の重要部分には、英国経験論 empiricism の特徴と思われる表現がよく現れる。この思想の代表であるジョン・ロックやデイヴィッド・ヒュームをケインズは間違いなく読んでいるし、また、哲学、倫理学の師ジョージ・ムーアのテキストは前二者の内容を当然引き継ぐ内容になっている。それらは人間の認識や言葉として表出した“概念”への注意深い観察検討であり、時に懐疑の視線である。例えば、「印象」とはなにか。それをもたらす「知覚」とは何か。突き詰めるのがロックやヒュームである。ケインズは、停

戦直後のベルギーやフランスを歩いている。自ら記述している様に、悲惨な光景を印象として多く受け取っている。しかし、“なので、損害賠償が大きくなる”のではないのがケインズである。

他方、明らかにケインズは英国大蔵省代表としてではなく、欧州人としての理想を潜在意識の中にしまい込みながら、事前に戦場となった国々を見、パリでは賠償問題を含んだ条約の経済条項の交渉にあたった。フランスやベルギーの並べる数字の底の浅さや、原則を打ち立てる力のあった米国代表の心底、祖国英国首相の腹の底にある総選挙対策という思惑を見透かしながら、それに対抗したのである。そのためには、物事を根底から掘り返す哲学的思考でもなければ対抗しえなかっただろう。

7. 3. 今後の研究に向けて

ケインズと条約交渉の関わりは「平和の経済的帰結」で終わることはなかった。当然、自国の英国、数字で叩かれたフランスなどからの反撃が続き、それへの再反論のコメントや書き物が引き続いた。また、大統領を言論の種にされた米国には、「ケインズおそるべし」という印象を植え付け、後年のブレットンウッズ会議などにおいて、米国側にそれなりの準備をされるということになった。

今回は、本格的に扱うことはなかったが、「帰結」においてドイツの負う賠償が高すぎるというケインズの結論や本論6.1. 前後にも示したような損害請求に対する容赦ないケインズのマイナス査定に対し、その最大の“被害者”と自覚するフランスからは、「ケインズはフランス嫌い *Franco phobia* であろう。」と言う声上がる。同時に英国なども含め「ドイツ鼻眞 *Pro-German*」と見られていたふしがある。フランスについてははともかく、ドイツについてはケインズが心情的に近いものを感じていたと言っても良いいくつかの証

拠となりうる事実もある。ウィットゲンシュタインのようなドイツ人との知的交流や、ドイツの講和条約交渉団員に対する一部尊敬とも見られる記述など、いくつかそう思えなくもない事実もある。¹⁸⁾ そのようなモラルサイエンス的研究は今後の課題である。

ヴェルサイユ条約から100年を迎える現在であり、また同時に世界的な自由経済体制への不満蓄積が喧伝され、欧州ばかりか他の地域も経済問題で緊迫するなか、再びケインズが注目を回復しつつある。その場合、直接問題の解決にはならないが、単に経済問題だけにケインズの思考を投影するのではなく、その根源を探ることも重要なのではないだろうか。

[付録] ケインズからウィットゲンシュタインへの手紙1919年5月13日付

イタリア平和会議代表団¹⁹⁾

ホテル・エドアルドVII
パリ

5月13日, 1919.

私の親愛なるウィットゲンシュタイン

ラッセルがあなたの手紙を私に送ってくれました。あなたが戦争捕虜となりイタリアにいたこと、あなたの本の原稿を自身で持っていることがわかりました。しかし、それを安全に扱う方法がないとのとのこと。ひょっとしたら、このことは今時点で全くの時期遅れかもしれない。しかし、万が一ということもあるので私がイタリア当局に、その状況で可能なことすべてを頼んでいます。そして、その原稿を絶対安全な仕方では運ぶ方法を与えることを。また、私を通じてラッセルに知らせる別の方法も頼んでいます。さらに、普通の生活通りの食料などが行き渡るような緩和調整が可能になることも強く希望しています。あなたと再会できることをとても強く願っています。

敬白

J.M. ケインズ

注

- 1) 連合国最高経済会議 the Supreme Economic Council of the Allied Powers のこと。なお英版、米版、のほか日本語訳にも同じ序文がある。ケインズ全集（以下 CW）で確認できるように、通常の英文版序文と仏訳版序文は異なる。4ヶ月遅れの仏語訳序文はかなり長いものである。フランスに不利なことが多く書かれていることが原因と見られる。なお、以下英語版を原書と表現する。
 - 2) 晩年の集大成「一般理論」では、古典派が作る英国正統派経済学に対する懐疑を展開し、従来型のセイ法則を基本に据える理論からの脱却を訴える。序文の最後の段落と言うのは、**The difficulty lies, not in the new idea, but in escaping from the old ones,...** という一文である。それに先立つ、若き日のブルームズベリー・グループにおける、伝統的な因習などを打ち破るとした“インモラリスト宣言”、それと符合する。このような姿勢には、英国経験論のなかに登場する「知覚」や「認識」への懐疑論が関わるのではないかと推測する。[鈴木則稔2016.] 参照。
 - 3) 仏語が出来ない伊首相を除いて後に、実質“三巨頭”になる。
 - 4) 後に、ここで書かれたロイド・ジョージを含めた著書「人物評伝」CW.vol.3. 参照。なお、ケインズが辛辣な人物評をすることはイトン校在学時代頃から知られているが、評される側からは当然煙たい存在となっていく。[Skidelsky1983] [スキデルスキー I 1987] 参照。
 - 5) 原書 p.71第五章冒頭から p.73前半までに相当。なお、[平井俊顕2007.] もこの第五章が「帰結」の中で最大の価値があるとしている。同書 p.14参照。
 - 6) ケインズはフランスの戦場で荒廃した土地ばかりかドイツ兵の死体も見ている。
 - 7) 一応、連合国側にも言い逃れの根拠、すなわち「休戦条件の第19項」の前置き文というものがあ
- りがあることも同時に提示しつつ、それはあくまで条約条項に何らかの漏れがあつてあとで小さな修正が行われることまで排除しないということを留保するためのもので、根本つまり「寛大な綱領」を覆すものではないと交渉の当事者でもあつたケインズは指摘する。
 - 8) ケインズはここで「拘束力」という言葉を使っている。「帰結」原書 p.72、同全集日本語訳 p.90。
 - 9) 「帰結」を書いたケインズへの批判と言うより非難がフランスばかりか英国本国、とくにメディアで軽視できぬほどあつたということは、このようなところからもその理由が推測できる。
 - 10) ケインズはベルギー国内も現地視察している。実際に都市部と田舎を見ている。
 - 11) 原書 p.75後半。
 - 12) 金額でも揉める一因として、条約には、ドイツの支払うべき額の上限、ケインズの表現だと「確定的な額」が示されていない（原書 p.99）ことがある。条約本体に金額の数字がないばかりか、損害の対象など細目については、付属文書の方で初めて具体的な姿と数字が分かるという状況である。原書 p.96～p.97. 参照。
 - 13) 例えば、ドイツの砲撃で怪我をした婦人は補償対象だが、夫が戦死した婦人にはその点での補償がない。というような例。原書 p.97参照。
 - 14) 原書 p.86から p.92あたりまで、この情勢を総選挙に「個人的野心（＝ケインズの表現）」に基づいて利用したかのようなロイド・ジョージの仕掛けた英総選挙が与えた、条約交渉への影響が書かれている。なお、ケインズのこのようなフランスや母国英国指導者の赤裸々な描写、かつ彼らへの辛らつな物言いは当然、当事国識者からの反発も多く、その後多く反論などの機会をもつことになった。その点等は紙を改めて考察したい。
 - 15) 投資に大失敗した経験の他、それ以外の状況も含め、厳密な意味の“プロの投資家”であつ

- たか疑問視する意見はある。
- 16) 日本に相当する表記で、各官庁が見積もった予算要求金額を査定するのが“大蔵省主計局”の“主計官”であるのでこのように表記した。なお、日本の大蔵省、現財務省における、それぞれの英語表記は、財務省 HP によれば主計局は Budget Bureau、主計官は Budget examiner、となっている。
 - 17) ケインズがマルクの減価暴落について、そのマクロ経済的影響の懸念について考えていたことは、「帰結」の他、ケインズ全集第18巻「賠償問題の終結」にも所収されている。
 - 18) よく知られていることだが、ケインズはドイツからケンブリッジに来ていた論理哲学のウィットゲンシュタインと特に親密であった。徴兵で母国に帰り兵役に就いたウィットゲンシュタインは、第一次大戦期間中であってもケインズやバートランド・ラッセルら、ケンブリッジの知識人と手紙のやり取りまでしている。手紙四つが、[伊藤邦武 1999] の p.39 から p.41 で日本語訳になっており、うち二つは戦争中である。この時期の手紙はこの他にもあり、[McGuinness 2012] に所収されている。付録として、[伊藤邦武 1999] にないものを訳しておく。[McGuinness 2012] p.90 にある講和条約交渉中のケインズから捕虜になっているウィットゲンシュタインへの手紙である。
 - 19) イタリア代表団の紙を貰い書いているものと思われる。条約交渉中である。

参考文献

- 伊藤邦武「ケインズの哲学」岩波書店、1999。
ケインズ, J.M. 「雇用、利子および貨幣の一般理論」(上)(下), 間宮陽介訳, 岩波文庫, 2008。
ケインズ, J.M. ケインズ全集 2巻「平和の経済的帰結」早坂忠訳 東洋経済新報社, 1977。
ケインズ, J.M. エリザベス・ジョンソン編 ケインズ全集17巻「条約改正と再興」春井久志

- 訳 東洋経済新報社, 2014。
ケインズ, J.M. ケインズ全集18巻「賠償問題の終結」武野秀樹, 山下正毅訳 東洋経済新報社, 1989。
スキデルスキー, ロバート「ジョン・メイナード・ケインズ 裏切られた期待/1883~1920年」I, II, 宮崎義一監訳, 古屋隆訳, 東洋経済新報社, 1987, 1992。
スティル, ベン「ブレトンウッズの闘い-ケインズ、ホワイトと新世界秩序の創造-」小坂恵理訳, 日本経済新聞社, 2014。
鈴木則稔, 「ケインズ理論の経験論的淵源-F. ベーコン, D. ヒュームの哲学的遺伝子-」筑波学院大学紀要, 第11集, 2016。
ヒューム, デイヴィッド「人性論」(一) 第一篇知性について(上) 大槻春彦訳, 岩波文庫, 1948。
平井俊顕, 「ケインズ100の名言」東洋経済新報社, 2007。
ベーコン, フランシス「ノヴム・オルガスム 新機関」桂寿一訳, 岩波文庫, 1978。
ロック, ジョン「人間知性論」(一) 大槻春彦訳, 岩波文庫, 1972。
Hume, David “A treatise on Human Nature” 1739-40。
Keynes, John Maynard, the Collected Writings of John Maynard Keynes Vol. VII “The General Theory of Employment, Interest, and Money”, 1973。
Keynes, John Maynard, the Collected Writings of John Maynard Keynes Vol. II “The Economic Consequences of the Peace” 1919, Macmillan, 1971
Keynes, John Maynard, the Collected Writings of John Maynard Keynes Vol. XVI “Activities 1914-1919 The Treasury & Versailles” ed. by Elizabeth Johnson, Macmillan, 1971。
Keynes, John Maynard, the Collected Writings of John Maynard Keynes Vol. XVIII “Activities 1922-1932 The Treasury & Versailles” ed. by Elizabeth Johnson, Macmillan, 1978。

Locke, John "An Essay Concerning Human Understanding", 1690.

McGuinness, Brian ed. "Wittgenstein in Cambridge Letters and Documents 1911-1951" Wiley-Blackwell, 2012.

Skidelsky Robert, "JOHN MAYNARD KEYNES-Hopes Betrayed 1881- 1920", 1983, Macmillan

Steil, Benn "The Battle of Bretton Woods – John Maynard Keynes, Harry Dexter White, and the Making of a New World Order".